

企業会計基準委員会 御中

平成 18 年 6 月 27 日

日 比 谷 監 査 法 人

代 表 社 員 葉 山 慶 治
公 認 会 計 士

代 表 社 員 高 橋 龍 徳
公 認 会 計 士

「実務対応報告公開草案第 24 号 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い（案）」に対する意見

貴委員会から平成 18 年 6 月 6 日に公表された「実務対応報告公開草案第 24 号 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い（案）」（以下、「本取り扱い」という）について、下記の通り意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

I. 「本取り扱い」に対するコメント及び理由

（コメント）

- ① 支配力・影響力基準を全ての投資事業組合に対して一律に適用することはできないものと思われる。そもそも投資事業組合には、ベンチャー・キャピタルや不動産ファンドにおけるアセットマネージャー等のように第三者に対して投資事業に関する管理・運営業務を主サービスとして提供するもの（以下、「VC 等」という）もあれば、一般事業会社がストラテジック（事業戦略的）な買い手として、組合を利用するケースもある。したがって、まず「本取り扱い」の冒頭において、「本取り扱い」が適用対象とする投資事業組合の範囲を明確に定義する必要があると思われる。この点、一般事業会社がストラテジック・バイヤーとして、他の会社を支配する目的で投資事業組合を組成している場合については、現行「本取り扱い（案）」の適用指針で問題ないとするが、VC 等が業務執行組員・無限責任社員・営業者・アセットマネージャー（以下、「業務執行組員等」という）となっているようなケースにおいては、現行案での適用には問題があり、当該 VC 等の定義を明確にした上で、「本取り扱い」の適用から除外する旨の記載がなされるべきである。

ないしは

②「本取り扱い」Q5の記載について、以下の修正を行うことが相当である。

【現状】

「A：投資事業組合が子会社に該当しても、連結の範囲に含めることにより、当該投資事業組合（その投資先を含む。）を子会社とする出資者の利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合とは、例えば、当該出資者は投資事業組合の業務執行権の過半の割合を自己の計算において有しているものの、当該投資事業組合に対する出資額が少ないときであって、業務執行に係る適正な対価以外に、投資事業組合の投資事業から生ずる損益の大部分が当該出資者に形式的にも実質的にも帰属しないときなど、執行する業務が管理業務に準ずると認められる場合が該当するが、一般には限定的であると考えられる。」

【修正案】

「A：投資事業組合が子会社に該当しても、連結の範囲に含めることにより、当該投資事業組合（その投資先を含む。）を子会社とする出資者の利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合とは、例えば、当該出資者は投資事業組合の業務執行権の過半の割合を自己の計算において有しているものの、当該投資事業組合に対する出資額が少ないときであって、業務執行に係る適正な対価以外に、投資事業組合の投資事業から生ずる損益の大部分が当該出資者に形式的にも実質的にも帰属しないときなど、執行する業務が管理業務に準ずると認められる場合が該当する。

尚、第三者に対する組合財産の運用・管理業務の提供を業として実質的に営んでいる、いわゆるベンチャー・キャピタルや不動産ファンドにおけるアセットマネージャー等については、たとえ投資事業組合の業務執行権の過半の割合を自己の計算において有している場合であっても、当該業務は第三者である出資者・組合員に対する管理業務と認められるため、当該投資事業組合に対する出資額の多寡に係わらず、当該投資事業組合を連結の範囲に含めないものとする。」

（理由）

「本取り扱い」は、「投資事業組合」に対する支配力又は影響力の判断基準について「業務執行権」の帰属の多寡により、投資事業組合そのものを連結や持分法の対象とすべき子会社又は関連会社に含めるか否かを判断している。

この点、投資事業組合を利用して他社を支配することを目的とする場合には、業務執行権の帰属の多寡により、投資事業組合を連結や持分法の対象とすることについて何等異論はない。

しかしながら、投資事業組合の運営・管理を主業務とするVC等について、同じような判

断基準で組合を連結範囲に含めた場合、VC等としての経済活動の実態を著しく歪めた開示内容となってしまう恐れがある。

この点、「本取り扱い」Q5について、VC等を意識していると思われる記載（以下、「Q5連結範囲除外規定」という）が見受けられ、「本取り扱い」においてもVC等に対して一定の配慮を示していると考えられる。

すなわち、当該Q5連結範囲除外規定には、「例えば、当該出資者は投資事業組合の業務執行権の過半の割合を自己の計算において有しているものの、当該投資事業組合に対する出資額が少ないときであって、業務執行に係る適正な対価以外に、投資事業組合の投資事業から生ずる損益の大部分が当該出資者に形式的にも実質的にも帰属しないときなど、執行する業務が管理業務に準ずると認められる場合が該当するが、一般には限定的であると考えられる。」と記載されており、「執行する業務が管理業務に準ずると認められる場合」には、連結の範囲から当該投資事業組合を除外するとされている。

しかしながら、当該Q5連結範囲除外規定の記載内容があまりにも曖昧な表現で留まっているため、今後実務において連結対象範囲を決定する際に相当な混乱が予想される。したがって、「本取り扱い」の冒頭に「本取り扱い」が対象とする投資事業組合について明確に定義し、併せてVC等の定義を行い、VC等が業務執行組合員等となっている投資事業組合について、「本取り扱い」の適用から除外する旨を明記すべきである。

また、上記のような記載が困難なことも予想されるため、その場合には、当該Q5連結範囲除外規定の記載をより明確にし、Q5連結範囲除外規定において、VC等に投資事業組合の業務執行権が帰属しているとしても、連結対象範囲から除外する旨を明示すべきと考える。

以下、個別に検討した事項を記載するので、ご参考いただきたい。

II.上記（理由）について、検討した個別事項

【VC等の主たる業務及び収入の源泉について】

VC等は、自らがファンド運営管理者（業務執行組合員、無限責任社員）となり、機関投資家等からなる比較的少数の出資者（一般組合員、有限責任組合員）との合意により、ファンド毎に組合契約を締結し、以下の業務を営業・事業活動として行っている。

- ① 組合財産の運用・管理及び組合員に対する分配及び持分の払い戻しに関する事項
- ② 組合の債権・債務に関する事項
- ③ 会計帳簿その他会計に関する記録の作成及び保管その他本組合の会計に関する事項
- ④ その他、契約に業務執行組合員の権限及び業務として規定する事項

また、VC等は、上記業務の対価として、「組合設立報酬」、「組合管理報酬」、「組合成功

報酬」を投資事業組合から収受する組合契約を締結しており、現状、当該報酬を個別損益計算書、連結損益計算書において、「売上高」として表示している。

【上記管理報酬等の実質の負担者について】

投資事業組合に計上される上記「管理報酬」費用についてであるが、投資事業組合としての損益計算書は存在するものの、投資事業組合は単なるパス・スルーであり、実際は投資事業組合の投資家（組合員）に対して出資割合に応じた損益計算書が作成され、当該投資事業組合の投資家の損益計算書に「発生費用」として認識されている。

【仮に VC 等が投資事業組合を連結した場合の連結損益計算書について】

VC 等が運営している投資事業組合を VC 等に連結する場合、上記報酬は投資事業組合が計上する報酬費用と連結相殺され、結果として、当該報酬については外部からの出資割合に応じて「少数株主持分損益」として認識されてしまうことになる。

投資家（組合員）側では発生費用としてコスト認識する一方で、VC 等側ではその収入がすべて消去されてしまうこととなり、VC 等の主業務から生じる収入が売上高に計上されないという不合理を生じさせてしまう。

【VC 等の適切な連結損益計算書について】

一般的に、連結損益計算書の売上高の計上については、

- ① 連結グループ外部に対する実現した売上であること
- ② 営業活動からの収入であること

以上の要件を満たしたものが、連結損益計算書上、「売上高」として計上されるべきものと考えられる。

①については、「連結財務諸表原則第五、一連結損益計算書作成の基本原則」において、「連結損益計算書は、親会社及び子会社の個別損益計算書における収益、費用等の金額を基礎とし、連結会社相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成する。」との記載からも、連結グループ外部に対して計上した取引を連結損益計算書上、表示すべきことが読み取れる。

②については、「企業会計原則第二、二（損益計算書の区分）」において、「A、営業損益計算の区分は、当該企業の営業活動から生ずる費用及び収益を記載して、営業利益を計算する。」と記載されており、営業活動からの収益については、営業損益として「売上高」として表示する旨が記載されている。尚、当該企業会計原則の記述は、個別損益計算書に関する記述であるが、連結損益計算書は個別損益計算書における収益、費用の金額を基礎とするため、連結損益計算書における売上高の表示についても同様の理解がなされる。

したがって、VC 等が投資事業組合から収受する収入については、上記①、②いずれも満たしていると考えられるため、むしろ、VC 等が収受する「管理報酬等」は連結損益計算書

上も「売上高」として計上することが、会計理論上も当然と考えられる。

【意見】

VC等の連結対象範囲に投資事業組合を含める場合、連結相殺により上述のように事業実態を表示しない不合理な連結損益計算書が作成される。上述の検討から、VC等の管理報酬等は連結グループ外部からの収入であることは明らかであり、むしろ連結上も当該管理報酬等は「営業収入（売上高）」として表示するのが会計理論的にも妥当である。

したがって、連結会計理論として、VC等の営業収入を適切な開示へと調整する会計処理が存在しない以上、VC等が投資事業組合を連結の範囲に含めるということは、実態に沿わない開示処理と考えられ、VC等の連結対象範囲に投資事業組合を含めることは妥当ではないと考える。

以上